

第 1 1 回理事・役員会アジェンダ

2023年5月9日(火)
例会開始前 11:30～
東館 4 F 「コクーン」

議 案

- 1 後期会長会の報告に関する件
- 2 L Y L A 予算書に関する件
- 3 夜間合同例会予算書に関する件
- 4 ロータリー選考委員会の面接結果に関する件
- 5 定款・細則・内規に関する件
- 6 職業分類表に関する件
- 7 6月プログラムに関する件
- 8 その他
- 9 次回 第 1 2 回理事・役員会開催日時決定に関する件

MEMO

第10回 議事録		理事・役員会
日時 2023年4月11日(火) 13:45 ~ 14:41	場所 ウエスティン都ホテル 東館4F「コクーン」	
議長 吉田 武雄	議事録作成者 上村 承生	
出席 吉田・布施・松井・竹之内・岡武・川勝・渡邊 安澤・青山・上村・茂山・中村(吉)・道端・江向	欠席 小森・中塚・山田・加藤 坂田・大倉・井上(正)	
講師・オブザーバー・ゲスト		
議 案 1. 後期クラブ戦略策定委員会報告に関する件 2. 後期会長会に関する件 3. 事務局休局に関する件 4. 5月プログラムに関する件 5. その他 6. 次回 第11回理事・役員会開催日時決定に関する件		
議 案	経 過 ・ 内 容	結 論
1	周年記念行事には退会者にも参加を呼び掛ける。 会費については現状維持。 指名委員会についてのクラブ内規の見直し。	承認
2	クラブ内規の見直しを議題とする。	承認
3	4月29日から5月7日まで休局。	承認
4		承認
5	○吉田会長よりケソンRCのメンバーとの懇親会において合同事業を大変感謝された事を報告。 ○青山会員より琵琶湖疏水クラウドファンディングの説明があり、クラブとしては5月第一例会において青山会員に説明していただきボックスを置いて募金を募る。 ○事務局員井之口さんは6月末退職。 ○洛東RC次年度理事会に於いて会食費値上げについて話題に上がった。	
6	5月9日(火)例会開始前開催。	承認

添付資料

第10回理事・役員会アジェンダ
 第9回理事・役員会議事録
 第9回臨時理事・役員会議事録
 京都東山ロータリークラブ内規
 京都東山ロータリークラブ内規の改正について
 5月プログラム
 琵琶湖疏水クラウドファンディングのお願い

第10回 議事録		臨時理事・役員会	
日時		場所 書面審議	
議長 吉田 武雄		議事録作成者 竹之内 米貴	
出席		欠席	
講師・オブザーバー・ゲスト			
議案 1. 第10回理事・役員会議事録承認に関する件			
議案	経過・内容		結論
1	異議なし		承認

添付資料 第10回理事・役員会議事録

◎本原稿は必ず事務局に提出して下さい。

新入会員被推薦者 小森 雅之 氏に対する調査報告

会員選考委員長 中村 弘志

《被推薦者》

氏 名	小森 雅之		
生 年 月 日	1989年2月20日		
最 終 学 歴	日本歯科大学 生命歯学部 卒業		
勤 務 先 役 職	専務理事		
勤 務 先 住 所	〒607-8163 京都府京都市山科区柳辻東漬 5 番 1		
自 宅	〒600-8102 京都府京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町 821 リソシエ京都河原町エクス 1001		
推 薦 者	川勝 裕之 中村 弘志		
職 業 分 類	歯科医師		
家 族			
略 歴 其 他	2018 年 3 月	日本歯科大学 生命歯学部 卒業	
	2015 年 2 月	医療法人社団恵仁会 理事 就任	
	2018 年 4 月	日本歯科大学附属病院 入局	
	2019 年 4 月	京都府立医科大学附属病院 歯科口腔外科 入局	
	2019 年 4 月	医仁会武田総合病院 歯科・口腔外科 入局	
	2020 年 4 月	医療法人社団恵仁会 専務理事 就任	
	2021 年 4 月	医療法人社団恵仁会 なぎ辻病院 歯科医師として入職	
委員会受理月日			

上記被推薦者につき調査検討の結果を下記の通り報告します。

記

1	人格及び名声に非難の余地がないか	○
2	所属する会社に対する一般社会、競争者、取引先の評判が最良のものか	○
3	奉仕に熱心であるか	○
4	会員としての財政的義務を直ちに果たしうるか	○
5	毎週の例会に規則正しく出席できるか	○
6	家庭は円満か、又家庭環境は良好か	○
7	ロータリアンにふさわしい善意と良識の持ち主か	○
8	クラブ内での融和強調をよく保てるか	○
9	クラブの諸活動に積極的に参加する熱意と時間があるか	○
10	将来クラブにとって有能な人材でありうるか	○
(備 考)		

定款・細則・内規の変更点

2019年版 標準定款	2022年版 標準定款
<p>第6条 五大奉仕部門</p> <p>ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学および実際的な規準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道德的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を實踐していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに答えることが含まれる。 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。 	<p>第6条 五大奉仕部門</p> <p>ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学および実際的な規準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道德的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を實踐していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに答えることが含まれる。 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな

<p>4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。</p> <p>5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。</p>	<p>取り組みから成るものである。</p> <p>4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。</p> <p>5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。</p>
<p>第7条 会 合</p> <p>第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合後 60 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。</p>	<p>第7条 会 合</p> <p>第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。</p>
<p>第10条 出 席</p> <p>第5節—出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。</p> <p>(a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認</p>	<p>第10条 出 席</p> <p>第5節—出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。</p> <p>(a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認</p>

する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリーアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 13 条 会員身分の存続

第 2 節 — 自動的終結。

(a) 例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、**会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は**

(1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、

(2) **新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合い合いになつてもらうために 1 年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与え**

する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリーアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、**これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。**

第 13 条 会員身分の存続

第 2 節—自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

(a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。

(b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はい

ることができる。

- (b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が**本節 (a) 項の規定によって**終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

いつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

2022年版 細則

第5条 入会金および会費

第1節

すべての会員は入会金及び年会費を納入しなければならない。入会金は15万円とし、入会承認後直ちに納入すべきものとする。但し、以下の場合は、入会金の納入は義務付けられないものとする。

- (a)他クラブに所属していたロータリアンが入会する場合
(b)本クラブの会員として受け入れられ、入会前2年以内にロータリー

2023年版 細則

第5条 入会金および会費

第1節

すべての会員は入会金及び年会費を納入しなければならない。入会金は15万円とし、入会承認後直ちに納入すべきものとする。但し、以下の場合は、入会金の納入は義務付けられないものとする。

- (a)他クラブに所属していたロータリアンが入会する場合
(b)本クラブの会員として受け入れられ、入会前2年以内にロータリー

としての会員身分を終了したローターアクトが入会する場合

(c)会員資格条件に欠け、定款13条第2節(a)の規定により会員身分を自動的に終結した会員が、同条項(1)により入会を許可された場合

としての会員身分を終了したローターアクトが入会する場合

(c)会員資格条件に欠け、定款13条第2節の規定により会員身分を自動的に終結した会員が、同条項(a)により入会を許可された場合

2022年版 内規

第1条 指名委員の選出

クラブ細則第1条第1節の指名委員会設置のため、理事会は指名委員選挙管理委員長および同委員若干名を委嘱する。すべての会員は指名委員選挙において選挙権をもつ。選挙は6名連記とし、不在投票は認めない。6名の指名委員を選出する選挙は毎年9月に行われるものとする。但し、最下位当選者が複数の場合、選挙管理委員長の指定する抽選により委員を決定する。

第3条 指名委員会の構成

選出された6名の委員に、直前会長、会長、会長エレクトを加えた合計9名で委員会を構成する。なお、幹事は、オプザーバーとして指名委員会が開催する会合に出席することができる。委員長は委員の互選とする。

2023年版 内規

第1条 指名委員の選出

クラブ細則第1条第1節の指名委員会設置のため、理事会は指名委員選挙管理委員長および同委員若干名を委嘱する。すべての会員は指名委員選挙において選挙権をもつ。選挙は5名連記とし、不在投票は認めない。5名の指名委員を選出する選挙は毎年8月に行われるものとする。但し、最下位当選者が複数の場合、選挙管理委員長の指定する抽選により委員を決定する。

第3条 指名委員会の構成

選出された5名の委員に、直前会長、会長、会長エレクト及び**会長会が推薦したバスト会長1名**を加えた合計9名で委員会を構成する。なお、幹事は、オプザーバーとして指名委員会が開催する会合に出席することができる。委員長は委員の互選とする。

<p>第6条 会長会</p> <p>本クラブに元会長、直前会長、会長および会長エレクトをもって構成する会長会を設ける。会長は本会を召集し、直前会長がその議長をつとめる。本会の開催は毎年前期、後期に各1回定例とする。また会長あるいは理事会の要請があった場合および会長を除く本会の構成メンバーが3名以上開催理由を記載して会長に要請があった場合とする。本会の任務は会長あるいは理事会の要請のあった事項について協議又は諮問に答えることにある。</p>	<p>第6条 会長会</p> <p>本クラブに元会長、直前会長、会長をもって構成する会長会を設ける。なお、会長エレクト及び幹事はオブザーバーとして出席することができる。会長は本会を召集し、直前会長がその議長をつとめる。会長あるいは理事会の要請があった場合および会長を除く本会の構成メンバーが3名以上開催理由を記載して会長に要請があった場合に本会を開催する。本会の任務は、第1に会長あるいは理事会の要請のあった事項について協議し又は諮問に答えること、第2にバスト会長1名を指名委員として指名委員会に推薦することにある。</p>
<p>第10条 同好会</p> <p>(a) クラブ会員とその家族を含め同好の有志が参加し、相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>(b) 年度当初に各同好会世話人とクラブ奉仕正副委員長が会合し、同好会名簿の作成、年間活動計画案などを検討協議し、円滑な運営を図る。</p> <p>(c) 随時、他のロータリークラブの趣味を同じくする同好会とも交流をもち、親睦の輪をより広げていく。</p>	<p>第10条 同好会</p> <p>(a) クラブ会員とその家族を含め同好の有志が参加し、相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>(b) 随時、他のロータリークラブの趣味を同じくする同好会とも交流をもち、親睦の輪をより広げていく。</p>